

草津栗東行政事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

令和6年10月8日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和6年草津栗東行政事務組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集事項)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称および所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
- (3) 指定管理者の資格等
- (4) 指定の期間
- (5) 申請の方法
- (6) 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- (7) その他管理者が必要と認める事項

(指定管理者指定申請書等)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める申請書は、公の施設の指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第4条に規定する規則で定める書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人である場合にあつては、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書および収支予算書
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 定款または規約その他これらに類する書類
- (4) 直近の3年度の貸借対照表および損益計算書（設立から3年を経過していない場合にあつては、設立時からの貸借対照表および損益計算書）
- (5) 付加的な指定の基準が定められている場合にあつては、当該基準に適合することを証する書類
- (6) その他管理者が必要と認める書類

3 条例第4条に規定する規則で定める書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人でない場合にあつては、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書および収支予算書

- (2) 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類
- (3) 直近の3年度の収支決算書（設立から3年を経過していない場合にあつては、設立時からの収支決算書）
- (4) 付加的な指定の基準が定められている場合にあつては、当該基準に適合することを証する書類
- (5) その他管理者が必要と認める書類
（候補者選定の通知）

第4条 管理者は、条例第5条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、公の施設の指定管理者選定結果通知書（別記様式第2号）により、その旨を通知するものとする。
（指定管理者の指定の通知）

第5条 管理者は、条例第7条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、公の施設の指定管理者指定通知書（別記様式第3号）により、その旨を通知するものとする。
（申請の内容の変更の承認等）

第6条 指定管理者は、条例第11条第1項本文に規定する承認を受けようとするときは、公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書（別記様式第4号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、条例第11条第1項本文に規定する承認をしたときは、公の施設の指定管理者申請内容変更等承認通知書（別記様式第5号）により、指定管理者に通知するものとする。

3 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の主たる事務所の所在地の変更（住居表示の実施（変更および廃止を含む。）に伴うものに限る。）
- (2) 指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役その他これらに準ずべき者の変更（合併または分割による変更を除く。）
- (3) その他管理者が軽微であると認める変更

4 指定管理者は、条例第11条第2項に規定する届出をしようとするときは、公の施設の指定管理者申請内容変更届（別記様式第6号）を管理者に提出するものとする。
（選定評価委員会）

第7条 条例第20条の規定による草津栗東行政事務組合指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

第10条 第7条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条第1項関係)

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名 印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を受けたいので、草津栗東行政事務組合公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定管理者として管理することを希望する公の施設
- 2 添付書類

様式第2号(第4条関係)(その1)

公の施設の指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった について、
審査の結果、指定管理者の候補者とする事としたので通知します。

記

施設の表示	所在地	
	名称	
担当連絡先	担当者	連絡先

注 本通知は、指定管理者の選定結果を通知するものであり、指定処分を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合その他指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第2号(第4条関係)(その2)

公の施設の指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった について、
審査の結果、指定管理者に指定しないことと決定したので通知します。

記

施設の表示	所在地	
	名称	
指定管理者に指定しない理由		
担当連絡先	担当者	連絡先

公の施設の指定管理者指定書

年 月 日

様

印

地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に指定します。

施設の表示	所在地	
	名称	
指定期間	年 月 日から	年 月 日まで
指定の条件	<p>1 地方自治法、草津栗東行政事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、草津栗東行政事務組合〇〇〇〇条例その他関係法令を遵守すること。</p> <p>2 指定に係る申請の際に提出された事業計画書および収支予算書に基づいた管理を行うこと。</p> <p>3 次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。</p> <p>(1) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>(2) 指定に関し不正の行為があったとき。</p> <p>(3) 法令の規定、本件指定の条件または本組合との間で締結する協定書に記載された条件に違反したとき。</p> <p>(4) 法令の規定、本件指定の条件または本組合との間で締結する協定書の規定に基づき本組合関係職員が行う報告の聴取、検査もしくは調査の実施を拒み、妨げもしくは忌避し、または虚偽の報告を行ったときその他本組合関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。</p> <p>(5) その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められるとき。</p> <p>4 本組合が、本件施設の供用を休止し、または廃止するときは、本件指定の期間内であっても、本件指定を取り消すことがあります。</p>	
担当連絡先	担当者	連絡先

様式第4号(第6条第1項関係)(その1)

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名 印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定の申請に当たり提出した申請書またはその添付書類の内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更に係る公の施設の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

様式第4号(第6条第1項関係)(その2)

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名 印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を辞退したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定の辞退に係る公の施設の名称
- 2 辞退の理由
- 3 辞退を希望する日

様式第5号(第6条第2項関係)

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった
下記のとおり通知します。

について、

記

1 承認の可否

承認します。

承認しません。

2 承認する場合の条件

3 承認しない場合の理由

様式第6号(第6条第4項関係)

公の施設の指定管理者申請内容変更届

年 月 日

様

届出者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名 印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定の申請に当たり提出した申請書またはその添付書類の内容について変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由